

## 「適正な電力取引についての指針」の改定について

平成17年5月20日  
公正取引委員会  
経済産業省

1 公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成11年12月、電気事業分野において、公正かつ有効な競争の観点から独占禁止法上あるいは電気事業法上問題となる行為等を記した「適正な電力取引についての指針」を作成し、平成14年7月には一部改定を行いました。

今般、本年4月に改正電気事業法が施行され、託送供給業務に伴う情報の目的外利用の禁止や差別的取扱いの禁止等が規定されたこと及び平成14年の指針改定以降、これまで行政当局に相談のあった事例等を踏まえ、電気事業分野における適正な取引の在り方について一層具体的かつ明確に示す必要があるため、本指針の改定を行い、本日、これを公表することとしました（改定の主な内容及び改定指針については別紙1及び別紙2）。

2 今回の改定に当たっては、本年3月10日、改定原案を公表し、関係各方面から広く意見を募集し、いただいた意見について十分に検討を行いました（意見提出者一覧は別添1、原案に対していただいた意見とこれに対する考え方は別添2）。また、本年4月に、オール電化に関して、独占禁止法に違反するおそれがあるとして、事件処理（警告）を行ったことを踏まえ、改定原案の一部を修正しました（改定原案の修正点については別紙3）。

3 今後とも、電気事業分野において公正かつ有効な競争を確保するため、公正取引委員会としては、独占禁止法違反行為に厳正かつ迅速に対応していくとともに、その未然防止に努めていき、経済産業省としては、電気事業法上問題となる行為に対して、引き続き適切かつ迅速に対応します。

また、今後とも、電気事業分野における公正かつ有効な競争が着実に行われていくよう状況を注視していくとともに、競争環境の変化等を踏まえ、必要に応じて、本指針を適宜、適切に見直すこととします。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
	電話 03-3581-5483（直通）
	ホームページ <a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>
	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
	電話 03-3501-1748（直通）
	ホームページ <a href="http://www.enecho.meti.go.jp">http://www.enecho.meti.go.jp</a>